

乳がん検診精度管理調査(検診機関用)調査票

注意:全ての質問項目に○か×でお答えください

注意:対象の一部にしか行っていない場合には×を記入してください

注意:令和6年度の体制についてご回答ください

	回答欄	
	集団検診	個別検診
1. 受診者への説明		
解説: ①この項目(1)-(6)はいずれも、チラシなどで受診前に受診者全員に個別に知らせていれば○、全員でなければ×、ポスターや問診票など持ち帰れないものなら× ②受診時に配布した場合、あるいは、自治体等が受診勧奨時に配布した場合のどちらでも○		
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に知らせたか	○	○
(2) 精密検査の方法や内容について説明したか (精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検により行うこと、およびこれらの検査の概要など)	○	○
(3) 精密検査の結果を市町へ報告すること、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを、受診者に対し十分な説明を行ったか(※精密検査結果は、個人情報保護法の例外事項として、個人の同意がなくても市町や検診機関に対し提供できる。)	○	○
(4) 検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明したか	○	○
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性を説明したか	○	○
(6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明したか	○	○
2. 問診および撮影の精度管理		
(1) 検診項目は、質問(医師自らが行う場合は問診)および乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としたか ※視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること	○	○
(2) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○
(3) 質問(問診)では現在の症状、月経および妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取したか	○	○
(4) 乳房エックス線撮影装置の種類を仕様書に明記し、装置は日本医学放射線学会の定める仕様基準注1)を満たしていたか ※仕様書とは委託元市町との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市町に報告していればよい)	○	○
(5) マンモグラフィに係る必要な機器および設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備したか	○	○
(6) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行ったか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していたか	○	○
(7) 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受けているか ※ 評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること	○	○
(8) 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会注2)を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けているか ※ 上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること	○	○
(9) 事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師および緊急時や必要時に対応する医師等を明示した計画書を作成し、市町に提出したか	○	○
(10) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備したか	○	○
(11) 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備したか	○	○
(12) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保したか	○	○

3. 読影の精度管理		
(1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも1人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会注2)を修了し、その評価試験の結果がAまたはBの評価を受けているか ※上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること	○	○
(2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影したか	○	○
(3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○
(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○
4. システムとしての精度管理		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内にしたか	○	○
(2) がん検診の結果および地域保健・健康増進事業報告に必要な情報について、市町村や医師会等から求められた項目を全て報告したか	○	○
(3) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか ※ 精密検査結果及び最終病理結果・病期は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	○	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか ※ 当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家	○	○
(5) プロセス指標値(要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等)を把握したか	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行ったか。あるいは、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めたか	○	○

注1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準:マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第7増補版、マンモグラフィガイドライン第4版増補版参照

注2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会の行う講習会等を指す
なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む